

生駒市条例第27号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（生駒市コミュニティセンターを除く。次条から第7条までにおいて同じ。）」を削る。

第7条第1号中「第19条」を「第18条」に改め、同条第2号中「第17条」を「第16条」に改める。

第8条第1項中「（生駒市コミュニティセンターにあつては、教育委員会。次項、次条、第10条、第17条及び第19条において同じ。）」を削る。

第12条を削る。

第13条第1項中「（生駒市コミュニティセンターを除く。）」を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とする。

第14条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第14条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条第3項中「第18条」を「第17条」に改め、同条第4項中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第 2 2 条中「使用料及び」を削り、同条を第 2 1 条とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「(第 1 3 条関係)」を「(第 1 2 条関係)」に改め、同表の 1 の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)」に改め、別表第 2 中 1 6 の表を 1 8 の表とし、7 の表から 1 5 の表までを 2 表ずつ繰り下げ、6 の表の次に次の 2 表を加える。

7 生駒市コミュニティセンター(文化ホール)

		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
全体使用(控室を除く。)	音響及び照明の操作必要	12,890円	21,580円	21,580円	44,840円
	音響及び照明の操作不要	9,740円	16,130円	16,130円	33,600円

		9:00~12:00	12:00~14:30	14:30~17:00	17:00~19:30	19:30~22:00	9:00~22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,140円	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円	10,900円
	音響及び照明の操作不要	2,410円	1,990円	1,990円	1,990円	1,990円	8,300円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,740円	8,170円	8,170円	8,170円	8,170円	33,940円
	音響及び照明の操作不要	7,330円	6,080円	6,080円	6,080円	6,080円	25,320円
控室		520円	420円	420円	420円	420円	2,200円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

8 生駒市コミュニティセンター（リハーサル室等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
リハー サル室	文化ホー ルとの併 用使用	1,400円	1,170円	1,170円	1,170円	1,170円	6,080円
	単独使用	4,200円	3,510円	3,510円	3,510円	3,510円	18,240円
会議室201～204 1室につき		840円	630円	630円	630円	630円	3,360円
会議室205		940円	840円	840円	840円	840円	4,300円
会議室401		2,090円	1,780円	1,780円	1,780円	1,780円	9,210円
会議室402～404 1室につき		1,990円	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	8,710円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 生駒市生涯学習施設条例第4条に規定する指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の生駒市生涯学習施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金（新条例第12条第1項に規定する利用料金をいう。）について適用する。